

第四期鳥取県医療費適正化計画の施策等一覧表

資料 5

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標				備考		
			項目	現状	目標値				
1 県民の生涯にわたる健康の保持・増進									
健康寿命等	《P430》 ※第8章第1節「1 県民の生涯にわたる健康の保持・増進」	○健康づくりに取り組もうとする個人を地域や職域等、社会全体で支援する体制を構築するため、鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）等に基づいた施策を推進し、健康寿命の延伸等を目指します。	健康寿命の延伸	男性 71.58年 R1	73.08年 R7	女性 74.74年 R1	76.24年 R7	目標は《P380》に記載 ※第7章第1節「健康づくり文化創造プランの概要」	
			平均自立期間の延伸	男性 79.74年 R2	延伸 R9	女性 84.39年 R2	延伸 R9		
			健康寿命と平均寿命の差の縮小	男性 9.76年 R1・R2	縮小 R7・R8	女性 13.17年 R1・R2	縮小 R7・R8		
生活習慣病の早期発見及び重症化予防の推進	《P111》 ※第4章第1節「4 糖尿病対策」	<p>(1) 発症予防及び早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メタボリックシンドロームと糖尿病（合併症を含む）に関する正しい知識の普及 ○歯周病と糖尿病や生活習慣病との双方向的な関連性に関する知識の普及啓発 ○学童期からの糖尿病の知識の普及 ○市町村、産業界、専門職団体、関係機関等と共同したメタボリックシンドローム対策や生活習慣病予防の普及啓発 ・身近で運動や禁煙に取り組みやすくなるサービスや支援が受けられる環境づくり ・健康マイレージの推進による地域や職域において健康づくりに取り組む環境の整備 ・栄養士会や食生活改善推進員による塩分が少ない食事やバランスの良い食事の普及の推進 など ○医療保険者や事業所による受診勧奨等の推進 ・実施率向上を図るための健診受診の啓発の徹底 ・個人の生活スタイルに合わせた健診を受けやすい体制づくり ・未受診者に対する受診勧奨の強化 ・有所見者に対する事後指導の徹底 など ○保健指導従事者に対する研修会による、特定健診有所見者の生活改善に向けた保健指導の質の向上 <p>(2) 重症化予防及び医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく重症化予防対策の推進 ○糖尿病医療連携登録医制度による県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療が受けられる体制整備 ○地域で糖尿病を適切に管理・治療できる体制強化のため、合併症や歯周病の治療、治療中断者へのフォロー等も含めた医療機関連携を図る糖尿病連携パスの活用推進 ○糖尿病予防対策検討会・研修会等による合併症の定期的な管理を含めた関係機関相互の連携強化 ○医科・歯科・薬科における連携の推進 ○糖尿病専門医・腎臓専門医の確保施策の推進 ○糖尿病療養指導士の増加による保健指導体制の強化及び充実 <p><その他の事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○慢性腎臓病（CKD）に関する正しい理解と普及啓発、重症化防止 	糖尿病の割合（40～74歳）	予備群 10.0% R3	5.0% R11	有病者 9.7% R3	6.0% R11		目標は《P402》に記載 ※第7章第3節「II 生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防 7 糖尿病」
			メタボリックシンドロームの割合（40～74歳）	予備群 12.1% R3	9.0% R11	該当者 16.3% R3	11.0% R11		
			特定健診・特定保健指導	特定健診実施率	54.4% R3	70.0% R11			
				特定保健指導実施率	24.3% R3	45.0% R11			
				特定保健指導対象者数	22,218人 R3	18,900人 R11			

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標					備考						
			項目		現状		目標値							
がん対策	《P24》 ※第4章第1節「1 がん対策（鳥取県がん 対策推進計画）」	<p>(1) 科学的根拠に基づいたがん予防・がん検診の充実 日本人が生涯のうちのがんになる確率は、2人に1人とされています。がんの罹患者及び死亡者は、高齢化とともに今後更に増加していくことが推測されます。 県民一人ひとりが、がん予防のため、禁煙、食生活、運動に重点を置いた生活習慣の改善や、がん早期発見のためのがん検診及び肝炎ウイルス検査の受診など、健康の自己管理に取り組むよう、それを支援するための環境整備や体制づくりに努めます。</p> <p>(2) 患者本位のがん医療の実現 本県では、東部・中部・西部医療圏域ごとのがん診療連携拠点病院が中心となり、県民に対して、がん医療を提供していく体制づくりを進めてきました。都道府県がん診療連携拠点病院である鳥取大学医学部附属病院が中心となり、地域がん診療連携拠点病院と連携し、質の高いがん医療が提供できるよう、専門的な知識・技術を有する医療従事者の育成・確保をしていく体制を推進していきます。また、がん診療連携拠点病院は、地域のがん医療を行う医療機関に対しての診療支援や研修を通じた連携を進めることにより、地域にかかわらず質の高いがん医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を推進します。また、がんと診断された時からの緩和ケアの提供、がん診療連携拠点病院を中心とした在宅医療との連携体制づくりを推進します。</p> <p>(3) 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 がん患者の方の多くは、疼痛などの身体的な苦痛だけでなく、がんと診断された時から不安や抑うつ等の精神的・心理的な苦痛を抱えています。また、その家族も同様に様々な不安や苦痛を抱えています。がん患者とその家族の精神心理的・社会的苦痛を和らげ、がんになっても安心して暮らせる社会を目指します。 がん患者や家族は、安心・納得のいく医療の提供を望んでいることから、がんに関する相談支援や情報提供の充実を図ることにより、療養生活の維持・向上を目指します。</p>	75歳未満のがんの年齢調整死亡率 (10万人当たり)		68.1人	R3	61.0人	R11	目標は《P404》を参照 ※第7章第3節「II生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防 9 がん」					
				男性	87.3人	R3	74.0人	R11						
				女性	50.3人	R3	46.0人	R11						
				がん検診受診率	胃がん	46.4%	R3	70%以上		R11				
					肺がん	56.3%	R3	70%以上		R11				
					大腸がん	48.6%	R3	70%以上		R11				
					子宮がん	44.1%	R3	70%以上		R11				
					乳がん	45.5%	R3	70%以上		R11				
				たばこ対策	《P397》 ※第7章第3節「I 日常生活における生活 習慣病の発生予防 4 喫煙」	<p><重点事項> ○受動喫煙のない社会の実現のための環境整備 (受動喫煙防止に関する法制度の着実な運用) ○喫煙、受動喫煙がもたらす健康被害など、喫煙に関する知識の更なる普及 ○多数の者が利用する公共の場等での全面禁煙の促進</p> <p><その他の事項> ○禁煙指導が受けられる医療機関の更なる周知 ○COPDの認知度の向上 ○小・中学校における保健教育の充実</p>	喫煙する者の割合 (喫煙をやめたい者がやめる)	成人男性		26.7%	R4	20.0%	R11	
								成人女性		5.3%	R4	3.0%	R11	
未成年者の喫煙する者の割合	中学2年生	0.7%	R3				0.0%	R11						
	高校2年生	1.4%	R3				0.0%	R11						
受動喫煙を経験した者の割合	医療機関	3.8%	R4				0.0%	R11						
	学校	2.7%	R4				0.0%	R11						
	職場	16.8%	R4				0.0%	R11						
	行政機関	3.0%	R4				0.0%	R11						
	飲食店	8.4%	R4				10.0%	R11						
飲酒対策	《P399》 ※第7章第3節「I 日常生活における生活 習慣病の発生予防 5 飲酒」	<p><重点事項> ○飲酒がもたらす健康被害など、飲酒に関する知識の更なる普及 (アルコール健康障害にかかるフォーラム、相談支援コーディネーターによる出前講座、研修会の開催等) ○未成年者やその保護者、妊婦への飲酒に関する健康教育の充実 ○健康診断・保健指導における減酒支援・断酒指導に向けた研修・教育の実施</p> <p><その他の事項> ○社会問題に関する関係機関 (警察等) との連携した取組 ○酒類販売店や飲食店等におけるポスター掲示 (節度ある適度な飲酒の呼びかけ) ○小・中学校における保健教育の充実</p>	生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をする人の割合				成人男性	12.4%	R4	10.0%	R11			
				成人女性	6.0%	R4	4.0%	R11						
			未成年者の飲酒の割合	中学2年生	7.5%	R3	0.0%	R11						
				高校2年生	10.6%	R3	0.0%	R11						

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標					備考	
			項目	現状		目標値			
高齢者の特性を踏 まえた疾病予防・ 介護予防の推進	《P430》 ※第8章第2節1 「(5) 高齢者の特性 を踏まえた疾病予防・ 介護予防の推進」	○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等への支援 生活習慣病等の重症化予防や低栄養防止、高齢者の虚弱（フレイル）対策及び疾病の早期発見や早期治療のための後期高齢者健康診査への支援を行うため、地域における高齢者の健康課題の抽出及び評価のためのデータ分析を行います。 また、医療・介護の連携した適切な介入・支援を行うことにより、生活維持・向上が可能とされるため、対応の必要性が高い後期高齢者に対して、後期高齢者医療広域連合と各市町村が連携して相談や訪問指導等を推進していきます。 ○フレイル対策に向けた取り組み フレイル予防に関する学術的知見をもとに、健康づくりや介護予防の取組を体系的に整理し、鳥取方式フレイル予防対策を実施していきます。 75歳以上の後期高齢者についても、疾病の早期発見や早期治療が必要であることから、県は、後期高齢者医療広域連合や市町村等が実施する後期高齢者の健康診査などの健康づくりに関する事業について、支援していきます。 後期高齢者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、後期高齢者医療広域連合で取り組んでいる歯科検診事業（口腔機能評価（咀嚼、舌、嚥下機能）や歯・歯肉、口腔清掃のチェック等）について支援を行います。	要介護（支援）推計認定率 (令和12年度)	21.0%	R5	20.7%	R12		
			健康診査受診率	20.2%	R3	26.5%	R11		
歯・口腔の健康対 策	《P343》 ※第4章第3節「9 歯科保健医療対策 (鳥取県歯科保健推 進計画)」	○ライフステージ別の歯科保健対策 ○定期的に歯科検診又は歯科医療等の歯科保健医療を受けることが困難な方への支援 ○歯科保健事業の円滑な推進のための基盤整備	自分の歯を有する者の 割合	80歳代で 20歯以上	50.5%	R4	85.0%	R11	目標は《P401》を 参照 ※第7章第3節 「I 日常生活にお ける生活習慣病の 発生予防 6 歯・ 口腔の健康」
				60歳代で 24歯以上	68.4%	R4	95.0%	R11	
				40歳以上 で19本以 下	17.5%	R4	5%以下	R11	
			12歳児でう蝕のない者の割合（中 学1年生）	64.3%	R3	90.0%	R11		
こころの健康対策	《P395》 ※第7章第3節「I 日常生活における生活 習慣病の発生予防 3 休養・こころの健康」	<重点事項> ○産業保健を通じた働き盛り世代へのメンタルヘルスケアの推進、うつ病対策の強化 ○かかりつけ医から精神科医へ繋ぐ連携の強化、相談機関相互の支援・情報共有 ○こころの相談窓口やうつ病の相談・受診先の周知 ○SNSの活用など若年層の相談体制の構築 <その他の事項> ○心の悩みに気づき、見守り、適切な専門相談機関へ繋ぐことができる人材（ゲートキーパー※）の養成 ○睡眠キャンペーン等を通じた睡眠の重要性についての啓発 ○若者を支援する担当職員を対象とした研修会の実施 ※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと ※自死対策の詳細については鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」に掲載しています。	ストレスを感じた者の割 合（直近1カ月でスト レスが大いにあったと感じた 者）	男性	9.5%	R4	10%以下	R11	
				女性	13.4%	R4	10%以下	R11	
			睡眠による休養を十分とれていない者 の割合	22.6%	R4	15%以下	R11		

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標						備考
			項目	現状		目標値			
その他健康づくりの 推進	《P393》 ※第7章第3節「I 日常生活における生活 習慣病の発生予防 2 身体活動・運動」 《P406》 ※第7章第3節「III 社会環境の整備」	【身体活動・運動】 <重点事項> ○運動習慣のない方にも運動してもらい、ウォーキングなど日常的な運動習慣が定着する取組の推進 ○各個人で意識的に1日の歩数を上げるための取組（インセンティブの付与や、自転車通勤など環境分野と連携した取組など） ○運動による健康づくりやロコモ予防対策などの取組が実践しやすい地域や職場づくりの推進 <その他の事項> ○地域・職域と連携した運動習慣の普及・定着 ○ウォーキング大会への参加によるウォーキングの推進 ○誰でも手軽にできる運動の普及（ストレッチ、御当地体操、ノルディックウォーク、ロコモ予防体操など） ○小・中学校における保健教育の充実 【社会環境の整備】 <重点事項> ○地域住民が健康づくりを実践しやすい環境の整備 （まちの保健室、地域の健康づくり活動を支援する県民の育成等） ○健康経営の普及による働き盛り世代の健康づくりと健診を通じた健康管理対策の推進 （保険者、企業、労働局との連携した取組の実施） <その他の事項> ○各種健康教育等の充実 ○健康づくり応援施設（団）を通じた県民への健康づくりのサポート・支援 ○産学官連携による健康づくりの環境整備	運動習慣者（意識的に運動する者）の割合	成人男性	23.0%	R4	30%以上	R11	
				成人女性	22.1%	R4	30%以上	R11	
			日常生活における1日の歩数	成人男性	5,926歩	R4	8,000歩以上	R11	
				成人女性	5,108歩	R4	7,000歩以上	R11	
			筋力アップを目的とした活動を行っている者の割合（毎日している又は時々している）	成人男性	35.0%	R4	40.0%	R11	
				成人女性	34.8%	R4	40.0%	R11	
			社会活動に参加している者の割合	学習・自己啓発等	34.1%	R3	40.0%	R11	
				ボランティア活動	24.1%	R3	30.0%	R11	
				スポーツ	61.2%	R3	65.0%	R11	
				趣味・娯楽	81.7%	R3	85.0%	R11	
		旅行・行楽	38.4%	R3	45.0%	R11			
予防接種の推進	《P433》 ※第8章第2節1 「(9) 予防接種の推進」	○予防接種についての正しい知識の普及・理解促進 ○市町村等の体制整備の支援	—	—	—	—	—	—	

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標				備考	
			項目	現状	目標値			
2 適切な医療の効率的な提供								
医療機関の機能 分化・連携	《別冊》 ※第5章 地域医療 構想 (鳥取県地域医 療構想)	<p>①病床の機能の分化及び 連携の推進 「高齢化が進む中で医療機関能分担し、連携に必要な適切場所提供できる体制の整備」 ア 急性期医療だけでなく、回復期・慢性期の医療を提供 イ 精神科医療をはじめ、入院医療から地域生活への移行を推進 ウ 医療機関 (医科、歯科)、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の相互の連携を深め、災害時の連携にも対応</p> <p>②在宅医療・介護の推進 「希望すれば、在宅で療養できる地域づくり」 ア 在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種の連携を強化 イ 在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を 育成・確保 ウ かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発 エ 住み慣れた地域での療養生活を支えるための 在宅医療・介護の連携 等を推進</p> <p>③医療従事者等の養成・確保 「継続した医療提供体制の 確保に向け、質の高い医療・介護 人材を育成・定着」 ア 質の高い医療・介護 人材を養成・確保 イ 高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成を支援 ウ 就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減や定着を促進</p>	—	—	—	—	—	
地域包括ケアシ ステムの推進	《P435》 ※第8章第2節2 「(2) 地域包括ケア システムの推進」	<p>○地域包括ケアシステムの深化・推進 人口構成の変化や介護ニーズ等の動向が地域ごとで異なる中で、各市町村においては、それら地域の実情に応じて介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保等に向けた具体的な取組の実施が引き続き求められています。 第9期介護保険事業支援計画では、これまでに整備された体制を活用しながら、地域包括ケア推進の活動を発展させる期間と位置付け、地域住民、市町村、地域包括支援センター、関係機関・団体と協働する形で地域包括ケアシステムの深化・推進を目標とします。</p>	要支援1、2の方の在宅数/率	462人 /82.1%	R4	現状より向上	R11	
			要介護1、2の方の在宅数/率	443人 /71.9%	R4	現状より向上	R11	
			介護3～5の方の在宅数/率	247人 /31.1%	R4	現状より向上	R11	
			認知症の方 (日常生活自立度Ⅱ以上)の在宅数/率	607人 /55.7%	R5	現状より向上	R11	

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標				備考	
			項目	現状	目標値			
在宅医療の推進	《P223》 ※第4章第1節「1.2 在宅医療」	<p>(1) 在宅医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、増加が見込まれる在宅需要へ対応するため、在宅医療を提供する医療機関を増やす取り組みを進めるとともに、訪問看護ステーションの機能強化の推進や訪問看護師の養成や訪問看護ステーションのサテライト設置支援など、訪問看護を普及、充実していく取組を進めます。 ・今後見込まれる在宅医療の需要が増加する他方、医療資源に制約がある中で、在宅医療等を必要とする患者に適切なサービスを提供していくため、医療介護の連携や情報通信機器の活用などを含めた効率的な提供体制の構築を進めていきます。 ・退院支援から看取りまでの体制整備を進めるため、休日・夜間等にも対応できる在宅医療を提供し、他の医療機関の支援も行いながら医療や介護・障がい福祉の現場での多職種連携の支援を行う医療機関を、地域における「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として位置付けるとともに、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図る機関として「在宅医療に必要な連携を担う拠点」として位置付け、地域全体で在宅医療を支えていく体制整備の構築を進めます。在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院等を基本に位置付けることの検討を進めます。 ・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の活動充実に向けた支援の拡充を図ります。 ・訪問歯科診療に関わる関係機関（病院や歯科診療所、他職種等）の連携強化を図るため、連絡調整を円滑に行うよう支援します。 <p>①退院支援</p> <p>入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保することが重要であり、計画的な退院支援や担当者間の情報共有、調整を行う環境を整備する必要があります。そのため、退院患者が円滑に日常生活へ復帰できるよう、入院医療機関と在宅医療に係る機関が連携した継続的な医療体制の構築を促進します。</p> <p>②日常の療養支援</p> <p>日常の療養において、切れ目のない対応・支援を行う体制づくりが重要であることから、地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護職員など多職種による意見交換、研修会等の開催によって相互理解や職種間の連携強化、資質向上を行います。</p> <p>③急変時の対応</p> <p>患者の急変時等に症状や状況に応じて、円滑に入院医療へ繋げるため、事前から入院先として想定される病院や有床診療所との情報共有や急変時対応における連携ルール作成等の連携体制の構築に努めます。</p> <p>④看取り</p> <p>患者、家族が希望すれば、居宅等の生活の場で必要な医療を受けられるよう、訪問診療、訪問看護等の医療を提供できる体制の確立を図ります。</p> <p>また、人生の最終段階における医療・介護についてあらかじめ話し合い、また繰り返し話し合うこと（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）の必要性を理解してもらい、人生の最終段階の生き方や本人、家族の看取りについて考えてもらえるよう啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅患者に必要な医薬品等の提供体制を構築するため、麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進めます。 ・災害時等にも必要な医療が提供できるよう、在宅医療を行う医療機関のBCP策定を支援します。 <p>(2) 在宅医療に関わる人材の確保、資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域において、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護職員など多職種による意見交換、研修会等の開催によって相互理解や職種間の連携強化、資質向上を行います。（再掲） ・患者が円滑な在宅療養に移行するためには、入院初期から退院後の生活を見据えた退院支援が重要なため、退院調整支援担当者の人材育成を推進します。 ・医師等に対して、在宅医療を実施するための動機づけや在宅医療に対する理解の深化を図ります。 ・訪問歯科診療を支える歯科医療従事者（歯科医師、歯科衛生士）の育成支援等を図ります。 ・在宅患者のニーズに対応するため、訪問薬剤管理指導の導入研修等によって薬剤師の資質向上を図ります。 ・管理栄養士等による在宅医療における訪問栄養食事指導の充実を図るため、管理栄養士・栄養士の資質向上を図ります。 <p>(3) 在宅医療についての普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療及び在宅での看取りの推進には、在宅医療等の提供体制の整備に加え、県民に在宅医療等の選択肢があり、安心して利用できることを周知する必要があることから、在宅医療に関する地域住民を対象とした研修会等の開催や新聞等の媒体を活用した広報等により普及啓発に取り組んでいきます。 ・患者が希望する医療・ケアについて、家族や医療・ケア従事者と話し合い、共有する人生会議（ACP）の普及を図るため、新聞等の媒体を活用した広報等に取り組んでいきます。 	退院支援調整担当者を配置している 病院・診療所数	27か所	R2	32か所	R11	
			訪問診療を実施する診療所・病院数	172か所	R2	206か所	R11	
			在宅療養支援診療所・病院数	88か所	R5	107か所	R11	
			訪問診療実施件数	7,970件	R2	9,550件	R11	
			在宅療養後方支援病院の数	6病院	R5	7病院	R11	
			訪問歯科診療を実施する歯科診療 所数	114か所	R5	137か所	R11	
			在宅訪問可能薬局数	199か所	R5	239か所	R11	
			在宅看取りを実施している診療所・ 病院数	38か所	R2	47か所	R11	
			在宅死亡者数の割合	15.4%	R4	16.50%	R11	
			機能強化型訪問看護ステーション数	3か所	R5	13か所	R11	
			訪問看護事業所の看護職員数	435人	R4	500人	R8	

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標					備考
			項目	現状		目標値		
ジェネリック医薬品 及びバイオ後続品 の使用促進	《P436》 ※第8章第2節2 「(4) ジェネリック医 薬品及びバイオ後続品 の使用促進」	○保険者が取り組むジェネリック医薬品等の使用促進に対する支援 ジェネリック医薬品等を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものであることから、県は、必要に応じて 保険者協議会などで、ジェネリック医薬品の使用割合等に関する情報提供を行い共通理解の醸成や具体的な使用促進の検討等を行 うとともに、今後も保険者と協力しながら取組を推進します。 また、各保険者における取組については、ジェネリック医薬品お祝いカードやシール等の配付を引き続き行うとともに、被保険者（特に 国民健康保険被保険者）への出前講座等により一層の住民理解の促進を図ります。 ○バイオ後続品の現状を踏まえた施策の推進 バイオ後続品については、国が行う実態調査等を踏まえ現状把握した上で、必要に応じて、使用促進に係る施策を検討し、施策に 基づいた目標を設定する等、本計画の見直しを行います。	ジェネリック医薬品 (数量割合)	86.2%	R4	84%以上	R11	
医薬品の適正使 用の推進	《P359》 ※第4章第3節「1.1 医薬品等の適正使用」	(1) 医薬品等に係る監視・指導 ・医薬品等の適正な流通、保管、供給に関し、関係業者等の効果的な監視指導を継続します。 ・大麻、危険ドラッグ等の薬物の情報、乱用動向を注視し、乱用防止の普及啓発を継続します。 (2) 医薬品等に係る情報収集・提供、普及啓発 ・鳥取県薬剤師会薬事情報センターにおける医薬品等に関する総合的な相談窓口としての機能の維持、周知を行うとともに、情報 収集・提供機能の充実を図ります。 ・県及び鳥取県薬剤師会において、県民を対象とする出前講座や「薬と健康の週間」(毎年10月17日から10月23日)に おけるイベント等を通じて医薬品等の適正使用に係る県民への普及啓発を積極的に行います。 ・県が取り組んでいる重複・多剤対策事業において、対象者へ服薬情報通知を行うとともにかかりつけ薬局等と連携を行うことで、医 薬品の適正使用の促進を図ります。 (3) かかりつけ薬剤師・薬局の推進 ・県と鳥取県薬剤師会が連携して、地域住民、医療関係者への「かかりつけ薬剤師・薬局」、「健康サポート薬局」、「認定薬局」の 意義、「おくすり手帳」の有用性・適切な活用法について、普及啓発を実施し、「かかりつけ薬剤師指導料」等の届出薬局の増加等、 かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図ります。	—	—	—	—	—	
医療資源の効果 的・効率的な活用	《P438》 ※第8章第2節2 「(6) 医療資源の効果 的・効率的な活用」	○効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の実態把握及び普及啓発等の推進 抗菌薬の使用状況等の効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の地域状況を把握し、保険者協議会等で情 報共有を図るとともに、必要に応じて県民や医療関係者に対する普及啓発等を行います。 ○医療資源の投入量に都道府県格差がある医療の実態把握及び普及啓発等の推進 白内障手術の外來実施等の本県の医療サービスの提供状況の地域差等の実態を把握し、保険者協議会等と情報共有を図ると ともに、必要に応じて医療関係者等に対する普及啓発や各保険者における疾病予防の取組を推進します。	—	—	—	—	—	

項目	現状等の参照先 (計画記載元)	施策の方向性 (取組内容)	数値目標						備考
			項目	現状		目標値			
医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	《P439》 ※第8章第2節2「(7) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進」	<p>○在宅医療提供体制の充実強化 第4章第1節「1.2 在宅医療」を参照</p> <p>○介護サービス提供体制の整備 地域医療介護総合確保基金等を活用し、要介護高齢者の在宅生活を支えるための施設整備や、介護従事者の確保・育成等をさらに図っていきます。</p> <p>○地域における在宅医療・介護連携の推進 地域包括ケア「見える化」システムや国等から提供される医療・介護等に関するデータの活用、市町村等へのアンケート調査の実施等とおして、市町村の現状把握や課題抽出、対応策の検討等を支援していきます。</p> <p>地域包括支援センター等が主催する地域ケア会議について、医療・介護従事者や住民など多職種の参加により効果的に会議運営が実施されるよう支援するとともに、国が行う研修事業や伴走的支援事業等の周知や活用推奨等とおして、市町村が在宅医療・介護連携推進事業と他の地域支援事業（認知症施策等）等との連動を意識した取組が行えるよう支援していきます。</p> <p>市町村が行う医療と介護の連携推進等に関する取組に対して、リハビリテーション専門職等がさらに参画できるよう、地域リハビリテーション支援体制を深化・推進します。</p> <p>県や各保健所による、医療・介護連携推進の関係者を交えた会議や意見交換、研修会等の実施、また先進事例の提供、地域支援事業交付金やその他国交付金の積極的な活用等とおして、市町村の取組を支援していきます。</p>	在宅で亡くなった方の数/率	845人 /14.8%	R3	現状より向上	R11		
			施設で亡くなった方の数/率	1,269人 /22.2%	R3	現状より向上	R11		
3 医療費適正化に向けた関係者の連携及び協力									
保険者協会を通じた関係者との連携及び協力	《P443》 ※第8章第3節「2 保険者協会を通じた関係者との連携及び協力」	<p>○地域・職域が連携した健康づくり 保険者の枠組みを超えた地域・職域が連携した健康づくりへの取組とともに、効果的な取組事例の横展開の推進を図ります。</p> <p>○精度の高いデータ分析及びエビデンスに基づいた保健事業の取組 各保険者と各種データの連携を図る等、精度の高いデータ分析を実施し、各保険者等が取り組むべき健康課題の把握やエビデンスに基づいた効果的な保健事業の取組を推進します。</p>	—	—	—	—	—	—	